

▼「北見市端野町農業振興センター」

◆「実習室」利用料金

時間・利用者 区分 施設区分	時間区分及び利用料金			
	午前 (午前9時から 午後1時まで)		午後 (午後1時から 午後5時まで)	
	一般	農業者	一般	農業者
農産物加工 実習室	2,400 円	1,200 円	2,400 円	1,200 円
畜産物加工 実習室A	1,500 円	750 円	1,500 円	750 円
畜産物加工 実習室B	960 円	480 円	960 円	480 円

※「農業者」とは、きたみらい農業協同組合に所属する正組合員(生計を共にする家族を含む)である北見市民とする。

※入場料を徴収し、又は営利を目的として利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額の2倍とする。

◆「会議室」利用料金

利用料金 (1時間につき)	
一般	農業者
600円	300円

◆「付属設備」利用料金

加工機器名	利用 単位	利用料金	
		一般	農業者
ガス回転釜	1台/ 時間	600円	300円
クッキングヒーター	1台/ 時間	60円	30円
電気式オーブン (ホイロ付)	1台/ 時間	150円	70円
ガスコンロ	1台/ 時間	180円	90円
蒸し器	1台/ 時間	110円	50円
糶製造に係る加工機器	1式/ 3日間	700円	350円

◆暖房利用料金

区 分	利用料金 (1時間につき)
農産物加工実習室	140円
畜産物加工実習室A	70円
畜産物加工実習室B	40円
会議室	140円

※利用料金の計算に当たり、1時間未満は1時間とする。

◆減免基準

区分	対象	減額率
免除	1 次に掲げるものが教育又は保育活動のための行事に利用する場合 (1) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(幼稚園、小学校又は中学校に準ずる教育を施すものに限る。) (2) 市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条に規定する保育所等及び認定こども園 (3) 市内の児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設及び同法第59条の2に規定する認可外保育施設	100%
	2 中学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会、講習会等に利用する場合	
	3 1及び2に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	
減額	4 次に掲げるものが主催する競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合 (1) 市内の学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、特別支援学校(高等学校に準ずる教育を施すものに限る。)及び大学、同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校 (2) 北海道立北見高等技術専門学院	50%
	5 高等学校体育連盟又はこれに類する団体が主催する全市的な規模以上の競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合	
	6 次に掲げる施設が行事に利用する場合 (1) 市内の老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4、第20条の5及び第20条の6に規定する施設 (2) 市内の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (3) 市内の児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設 (4) 市内の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設	
	7 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者(介助者を含む。)及びその関係者で構成する団体が利用する場合	
	8 4から7までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものが利用する場合	
	市長が必要と認める減額率	

備考 減免した利用料金の額(減免の対象とならないものを除く。)に10円(当該利用料金の額が1,000円以上の場合にあっては100円)未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。